

(仮称) 柿崎区新保育園新築工事設計業務委託プロポーザル実施要領

当市では、「上越市保育園の適正配置等に係る計画（第４期計画）」に基づき、公立保育園の統合・再編に向けた取組を進めています。

この中で、現在、柿崎区内には、柿崎第一、柿崎第二、上下浜、下黒川の４つの公立保育園を設置していますが、柿崎第一を除く３保育園については、既に耐用年数を超過し、老朽化が著しい状態です。

また、入園児童数について、４保育園とも減少が顕著となっており、一部で同年齢児童による集団生活の実施が難しい状況にあります。

施設の老朽化や入園児童数が減少している状況を踏まえ、良好な保育環境の提供と適正な集団生活の場を確保するため、区内の公立４保育園を統合した（仮称）柿崎区新保育園を整備します。

本実施要領は、（仮称）柿崎区新保育園新築工事に向けた設計業務を行うに当たり、一定数以上の技術者が在籍する市内本社、市内営業所業者を対象とした指名型プロポーザルを実施し、最も適した設計者を選定するため、必要な事項を定めるものです。

1 業務の概要

I 委託業務名

営設第 7-32 号（仮称）柿崎区新保育園新築工事設計業務委託

II （仮称）柿崎区新保育園事業の概要

(1)施設概要

(ア)主要構造・階数 鉄骨造・平屋建て

(イ)施設の延べ面積（計画面積） 約 1,407.80 m²

(2)敷地概要

(ア)位置 上越市 柿崎区直海浜 地内（現上越市立柿崎体育館敷地）

(イ)敷地面積 8,267.47 m²のうち約 5,012 m²

(ウ)都市計画区域等の別 都市計画区域内（区域区分非設定）

(エ)用途地域 第１種住居地域、準工業地域

(オ)防火地域等 建築基準法第 22 条指定区域

(カ)その他の区域、地区等 特別用途地区

(3)概算工事費（園舎、園庭、駐車場）

806,459 千円（税込み、税率 10%）

(4)事業スケジュール（予定）

令和 7 年度	設計業務
令和 8 年度～9 年度	建設工事
令和 10 年度	開園

※繰越予算が承認された場合、それぞれ 1 年ずつ後送りとなる。

Ⅲ 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

Ⅳ 委託期間

- ・ 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- ・ 本業務の委託日数は、360 日とし、繰越予算が承認された場合に工期の変更を行うこととしている。
- ・ 繰越手続きを行った場合、委託日数(360 日)から 令和 8 年 3 月 31 日までの委託実施日数を減じた日数以内を、変更契約により付与することができるものとする。

2 見積限度額

46,054 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加条件

本プロポーザルは、上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における「市内に本店を有する事業者」、「市内に支店又は営業所等を有する事業者」のうち、一級建築設計（建築設計）のみ、又は、一級建築設計（建築設計）及び建築設備設計（建築設計）のみを入札参加希望業種として登録している事業者を予備指名する指名型プロポーザル方式で実施する。

予備指名通知が届いた事業者で、本プロポーザルに参加を希望する場合は、「Ⅰ 共通参加条件」及び「Ⅱ 追加参加条件」を満たしていることを確認した上で、「4. 参加手続等」に基づき、手続を行うこと。

Ⅰ 共通参加条件

- ・ 上越市建設工事請負業者指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続

開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- ・会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- ・上越市の市税の納税義務を有するものにあつては、当該市税の未納がない者であること。

- ・消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- ・本設計業務委託の見積金額※が、見積限度額の範囲内であること。

※）見積金額とは、様式 6（見積書）に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をいう。

- ・市との連絡を電子メールで行うことができること。

- ・本プロポーザルの参加事業者※は、以下の立場を兼ねないこと。

他の参加事業者（単体、設計共同企業体含む）

他の参加事業者の協力者（協力事務所）

※）参加事業者とは、単体事業者、設計共同企業体の代表者、設計共同企業体の代表者以外の構成員いずれかの立場で本プロポーザルに参加する者をいう。

Ⅱ 追加参加条件

(1) 単体事業者として参加する場合

- ・一級建築士が 3 人以上在籍※していること。

※）【本要領における共通事項】在籍とは、当該事業者（本店又は支店、もしくは営業所等）に在籍していることを意味するものであり、市内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、必ずしも市内に所在する当該支店等への在籍、常駐（常時継続的に当該支店等へ滞在していること）を必要とするものではない。

- ・管理技術者※¹ 及び各分野の主任担当技術者※²を配置すること。なお、管理技術者と総合分野の主任担当技術者は、兼務しないこと。

※¹）【本要領における共通事項】管理技術者とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築設計業務委託共通仕様書令和 6 年 3 月改訂版に記載されている管理

技術者をいう。

※2)【本要領における共通事項】各分野の主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分野の設計を担う者であり、「総合」、「構造」、「電気設備」、「機械設備」の各分野の者をいう。なお、主任担当技術者の分野は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号ロ(1)表に基づき、「電気設備」とは、同表の(3)(i)、「機械設備」とは、同表の(3)(ii)及び(iii)の分野とする。

・管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、参加事業者に在籍している一級建築士であることとし、協力者(協力事務所)への再委託はしないこと。

ただし、総合分野以外の主任担当技術者については、協力者(協力事業所)を加えることができる。この場合、協力者(協力事務所)は、本プロポーザルの参加事業者となることはできない。

・協力者(協力事務所)が他の参加事業者の協力者(協力事務所)となることは、妨げない。

(2) 設計共同企業体として参加する場合

・設計共同企業体の代表者は、一級建築士が2人以上在籍していること。

・代表者以外の構成員は、一級建築士が1人以上在籍しており、かつ市内に本店を有する事業者であること。

・設計共同企業体の名称は、〇〇・〇〇共同企業体とすること。

・設計共同企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとすること。

代表者 50%超、代表者以外の構成員 30%以上

・共同企業体の存続期間は、次のとおりとすること。

(ア)本業務を受託した場合 委託契約の履行後3か月を経過した日まで

(イ)本業務を受託しなかった場合 委託契約が締結された日まで

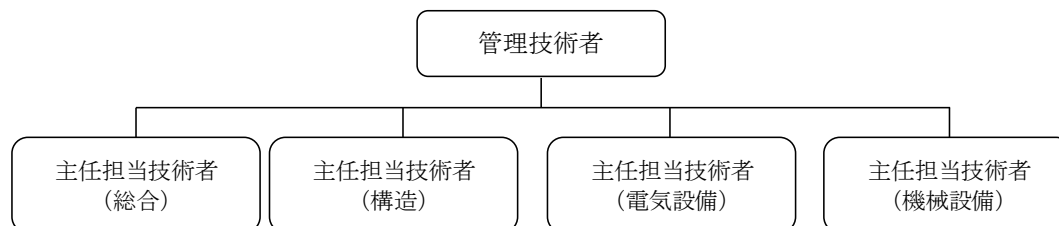
・管理技術者及び各分野の主任担当技術者を配置すること。なお、管理技術者と総合分野の主任担当技術者は、兼務しないこと。

・管理技術者は、代表者に在籍していること、また、総合分野の主任担当技術者は、代表者以外の構成員に在籍していることとし、それぞれ一級建築士であること。管理技術者、総合分野の主任担当技術者は、協力者(協力事務所)への再委託をしないこと。ただし、総合分野以外の主任担当技術者については、協力者(協力事業所)を加えることができる。

この場合、協力者(協力事務所)は、本プロポーザルの参加事業者となることはできない。

・協力者(協力事務所)が他の参加事業者の協力者(協力事務所)となることは、妨げない。

【参加事業者の業務体系イメージ】



4 参加手続等

No.	項目	内容	様式
1	予 備 指 名	○通知日：8月25日（月） ○その他：プロポーザルに必要な書類は、上越市ホームページからダウンロードすること。  上越市ホームページ なお、窓口での配布は、行わない。	—
2	質 問 書 の提出	○提出先：上越市幼児保育課（9. 担当課（問合せ先））を参照 ○提出期限：9月4日（木）正午まで ○提出方法：質問書（様式：質問書）に質問内容を記入し、メール又はファックスにより提出すること。 なお、メールの場合、件名は、「【柿崎区新保育園】プロポーザル質問」とし、メール本文は、入力しないこと。 なお、面談又は電話での質問は、受け付けない。	質問書
3	質 問 に 対 する 回答	○回答時期及び方法 9月8日（月）までに上越市のホームページに掲載する。 なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正と見なす。  上越市ホームページ	—
4	参 加 表 明 書 等 の提出	○提出先：上越市幼児保育課（9. 担当課（問合せ先））を参照 ○提出期限：9月12日（金）正午まで	様式1 様式2 様式3

		○提出方法：持参又は郵送とする。 郵送の場合、封筒に「【柿崎区新保育園】プロポーザル参加表明書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。 ○提出書類 <table><tr><th>単体事業者の場合</th><th>設計共同企業体の場合</th></tr><tr><td>参加表明書（単体）</td><td>参加表明書（共同企業体）</td></tr><tr><td>在籍する一級建築士の 一級建築士免許証明書の 写し</td><td>建築設計特定共同企業 体協定書</td></tr><tr><td>管理技術者の経歴等</td><td>在籍する一級建築士の 一級建築士免許証明書の 写し</td></tr><tr><td>各分野の主任担当技術 者の経歴等</td><td>管理技術者の経歴等</td></tr><tr><td>協力事務所の名称等</td><td>各分野の主任担当技術 者の経歴等</td></tr><tr><td>見積書（単体）</td><td>協力事務所の名称等</td></tr><tr><td>その他の添付書類：様 式 3、様式 4 は、実績が 確認できる契約書の写 しなどを添付する。</td><td>見積書（共同企業体）</td></tr><tr><td></td><td>その他の添付書類：様 式 3、様式 4 は、実績が 確認できる契約書の写 しなどを添付する。</td></tr></table> ○提出部数：原本 1 部、副本 2 部 ○その他：「3. 参加条件」、「4. 参加手続等-3. 質問に対する回答」を承知の上で、参加表明書を提出すること。	単体事業者の場合	設計共同企業体の場合	参加表明書（単体）	参加表明書（共同企業体）	在籍する一級建築士の 一級建築士免許証明書の 写し	建築設計特定共同企業 体協定書	管理技術者の経歴等	在籍する一級建築士の 一級建築士免許証明書の 写し	各分野の主任担当技術 者の経歴等	管理技術者の経歴等	協力事務所の名称等	各分野の主任担当技術 者の経歴等	見積書（単体）	協力事務所の名称等	その他の添付書類：様 式 3、様式 4 は、実績が 確認できる契約書の写 しなどを添付する。	見積書（共同企業体）		その他の添付書類：様 式 3、様式 4 は、実績が 確認できる契約書の写 しなどを添付する。	様式 4 様式 5 様式 6
単体事業者の場合	設計共同企業体の場合																				
参加表明書（単体）	参加表明書（共同企業体）																				
在籍する一級建築士の 一級建築士免許証明書の 写し	建築設計特定共同企業 体協定書																				
管理技術者の経歴等	在籍する一級建築士の 一級建築士免許証明書の 写し																				
各分野の主任担当技術 者の経歴等	管理技術者の経歴等																				
協力事務所の名称等	各分野の主任担当技術 者の経歴等																				
見積書（単体）	協力事務所の名称等																				
その他の添付書類：様 式 3、様式 4 は、実績が 確認できる契約書の写 しなどを添付する。	見積書（共同企業体）																				
	その他の添付書類：様 式 3、様式 4 は、実績が 確認できる契約書の写 しなどを添付する。																				
5	第 1 次審査（資格、実績審査）の結果通知	○通知時期及び方法：9 月 22 日（月）までにメールで審査結果を通知する。	—																		

6	企 画 提 案 書 の 提 出	○提出先：上越市幼児保育課（9. 担当課（問合せ先））を参照 ○提出期限：9 月 30 日（火）正午まで ○提出方法：持参又は郵送とする。 郵送の場合、封筒に「【柿崎区新保育園】プロポーザル企画提案書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。 ○提出書類：・企画提案書 ・業務の実施方針及び手法 ・テーマに対する技術提案 ○提出部数：原本 1 部、副本 10 部 ○その他：「業務の実施方針及び手法」、「テーマに対する技術提案」について、カラーで作成した場合は、カラーで提出すること。また、電子媒体もメールで提出すること。	様式 7 任意様 式
7	第 2 次 審 査（プレ ゼンテ ーショ ン審査）	○実施日：10 月 6 日（月） ○実施方法：「6. 設計者の審査・選定基準」による。 詳細は、対象者に別途通知する。	—
8	結 果 通 知	○通知時期及び方法：10 月 14 日（火）以降にメールで審査結果を通知する。	—
9	契 約	○契約方法：「7. 委託契約」及び「8. 委託契約交渉権の喪失」による。	—

5 各様式の記入方法

I 共通留意事項

- ・本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ・関係書類に虚偽の記載をした場合には、その書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を講ずることがある。
- ・関係書類の提出後は、記載された内容の変更及び再提出は、認めない。また、関係種類に記載する予定技術者の変更も原則として認めない。但し、病休、死亡、退職などのやむを得ない理由により変更を行う場合は、発注者の承諾を得ること。
- ・提出書類は、提出日時点の情報を記入すること。

・提出書類について、本審査基準及び各様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

Ⅱ 各様式の作成方法

(1)参加表明書（様式 1）

提出者欄及び作成者欄を記入すること。

(2)建築設計特定共同企業体協定書（様式 2）

必要事項を記入すること。

(3)在籍する一級建築士の一級建築士免許証明書の写し（任意様式）

・参加事業者（設計共同企業体の場合は、構成する全ての事業者）に在籍する一級建築士の一級建築士免許証明書の写しを提出すること。なお、単体事業者の場合は、3 人以上、設計共同企業体の場合は、代表者 2 人以上、代表者以外の構成員 1 人以上の写しを提出することとし、写しは、文字や画像が鮮明に確認できるものとする。

(4)管理技術者の経歴等（様式 3）、各分野の主任担当技術者の経歴等（様式 4）

- ・氏名 技術者の氏名を記入する。
- ・生年月日 技術者の生年月日及び年齢を記入する。
- ・所属・役職 技術者の所属する営業所名及び役職を記入する。
- ・保有資格等 技術者の保有する資格のうち、（表-1）に記載された該当分野の資格を一つ記入する。

（表-1）

担当分野	評価する資格（番号の順に評価する）
管理技術者、総合	①一級建築士 ②その他
構造	①構造設計一級建築士 ②一級建築士 ③その他
電気設備	①設備設計一級建築士 ②建築設備士、技術士、一級建築士 ③一級電気工事施工管理技士 ④その他
機械設備	①設備設計一級建築士 ②建築設備士、技術士、一級建築士 ③一級管工事施工管理技士 ④その他

※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合に、同等の評価を行う。

※技術士とは、当該分野における技術者資格とする。

※その他とは、当該分野における技術者資格とする。

- ・経験件数 平成 27 年度以降に管理技術者、主任担当技術者、担当技術者の立場で設計業務が完了した同種、類似、その他業務（表-2）の合計件数を記入する。

- ・実務経験年数及び市内事業所の常勤年数

技術者の入社から提出日時点までの実務経験年数及び市

内事業所^{※1}に常勤^{※2}した年数を記入する。

技術者の職務経験全てを記入することとし、行が不足する場合は、行を追加すること。

実務経験年数は、(ア) 期間の合計と一致し、市内事業所の常勤年数は、(ア) 期間のうち (ウ) 勤務地で新潟県上越市としたものの合計と一致すること。

(ア) 期間

西暦、月及び期間を記入すること。

辞職又は転職している場合は、あらかじめ記載された内容を修正し、辞職又は転職した西暦、月を記入すること。

(イ) 所属

事業者名＋所属する営業所名等と記入すること。

辞職又は転職している場合は、その旨を簡潔に記入すること。

(ウ) 勤務地

勤務する事業所の所在地を〇〇(県名)＋□□(市町村名)と記入すること。

※1) 市内事業所とは、所在地が上越市内にある本店、支店、営業所、駐在所をいう。

※2) 常勤とは、所定の勤務時間を当該事業所で勤務することをいう。

・ 主な実績について

同種、類似、その他業務（表-2）の案件を管理技術者は、最大 3 件
各分野の主任担当技術者は、最大 1 件記入する。

(ア) 分類

以下の（表-2）を参照し、該当する記号にチェック (☑) を記入すること。

(表-2)

ア	平成 27 年度以降に新設、改修 (※1) の設計業務 (※2) が完了し、かつ以下の要件を全て満たす保育園 (※3) の業務実績 ・発注者：国又は地方公共団体 ・構造：鉄骨造又は鉄筋コンクリート造 ・延べ床面積：1,000 m ² 以上	同 種
---	---	-----

イ	発注者、構造、延べ床面積を問わず、平成 27 年度以降に新設、改修の設計業務が完了した保育園、幼稚園（※4）の業務実績	類 似
ウ	平成 27 年度以降に新設、改修の設計業務が完了したその他の施設（※5）の業務実績	その他

※1) 改修とは、修繕のためだけの設計ではなく、増築、長寿命化などの機能向上を目的とした設計をいう。

※2) 設計業務とは、実施設計を含む業務をいい、実施設計を含まない業務（基本構想・計画策定・活用改修案策定・耐震診断・基本設計等を行うもので、実施設計を伴わない業務）は、対象とならない。

※3) 保育園とは、令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二第十一号福祉・厚生施設のうち保育園をいう。

※4) 幼稚園とは、令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二第七号教育施設のうち幼稚園をいう。

※5) その他の施設とは、令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二第十一号福祉・厚生施設のうち保育園を除く施設、又は、第十二号文化・交流・公益施設第 1 類（標準的なもの）に記載されている施設をいう。

(イ) 業務件名

・原則、〇〇(施設名)＋□□(新築 or 改修)＋設計の形で記入すること。

・国又は地方公共団体との契約の場合は、契約書に記載されている業務名を記入すること。

・【 】には、建築物の用途※を記入すること。

※) 建築物の用途とは、令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二に記載されている用途をいう。

(ウ) 発注者

・委託業務の発注者を記入すること。

・原則、国又は地方公共団体との契約の場合は、国、もしくは、〇〇(県名)＋□□(市町村名)と記入すること。

(エ) 受注体制

・単体事業者の場合は単独欄にチェック(☑)を記入すること。

・共同企業体の場合は構成員欄に構成員を記入し、代表構成員の場合は、代表構成員欄にチェック(☑)を記入すること。

(オ) 担当業務

従事した立場にチェック☑を記入すること。

(5)協力事業所の名称等（様式 5）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、協力を受ける理由及び内容等を記載する。

(ア) 事務所名

(イ) 代表者名

(ウ) 所在地

(エ) 協力を受ける理由及び具体的内容、業務分野

(6)その他添付書類（任意様式）

・管理技術者、各分野の主任担当技術者の資格が確認できる書類の写しを添付すること。

・様式 3、様式 4 の（主な実績について）に記入した業務実績が確認できる契約書の写し等を添付すること。

・写しは、件名や発注者の文字が鮮明に確認できるものとする。

(7)見積書（様式 6）

本設計業務委託の見積額（税抜）を記載する。なお、見積額は評価の対象外とする。

(8)企画提案書（様式 7）

提出者欄及び作成者欄を記入すること。

(9)業務の実施方針及び手法（任意様式）

次の記載事項について、A3 横判 1 枚（片面）にまとめること。

・記載事項：業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴のほか、特に重視する設計上の配慮事項（「(10) テーマに対する技術提案」に記載する内容を除く）、その他の業務実施上の配慮事項など。

・応募登録番号を右下に記載し、それ以外には名前など応募者を特定できるような記載をしないこと。

・図、表は、文章を補完する程度とし、評価の対象外とする。

・各項目の先頭には、見出しを記載するなど、分かりやすい資料とすること。

・文字サイズは、10 ポイント以上とすること。

(10)テーマに対する技術提案（任意様式）

次の各テーマを、A3 横判 1 枚（片面）にまとめること。

(ア) テーマ

- ① 子どもたちが安心安全で快適に過ごせる環境について
- ② 保育士等にとって働きやすく、機能的な施設環境について
- ③ 建設地の特徴（土地の起伏、積雪、塩害）を考慮した整備費、維持管理費の縮減策について
- ④ 環境負荷の低減と省エネルギー対策について

(イ) 注意事項

- ・応募登録番号を右下に記載し、それ以外には名前など応募者を特定できるような記載をしないこと。
- ・図面、パースは、提案文を補完する程度とし、作品(図面、パース)は評価の対象外とする。
- ・各項目の先頭には、見出しを記載するなど、どのテーマに対する技術案なのか分かりやすい資料とすること。
- ・文字サイズは、10ポイント以上とすること。

6 設計者の審査・選定基準

I 設計者の審査・選定

設計者の審査・選定は、下表に掲げる分野に取り組む者で構成される上越市（仮称）柿崎区新保育園新築工事設計事業者選定委員会（以下「審査委員会」という）が行い、最優秀者と優秀者の2者を選定する。

主な取組分野
建築全般
子ども・子育て支援
保育園運営全般
公共施設設計、監理

II 評価基準

審査するための審査基準は、(表-3-1、3-2)に基づき行う。

III 設計者の審査・選定の手順

(1) 第1次審査（資格、実績審査）

- ・第1次審査は、参加表明書を提出した者について、審査基準に定める評価項目うち、「資格」、「実績」に関して、事務局が書類審査を行う。第1次審査で評価の合計点が高い者を第2次審査（プレゼンテーション審査）の対象者とし、企画提案書の提出を求める。
- ・なお、第2次審査の対象者数は5者程度とするが、僅差の場合は、この限りではない。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション審査)

- ・第2次審査は、企画提案書を提出した者がプレゼンテーションを行い、審査基準に定める評価項目のうち「技術提案」、「意欲」に関するヒアリングを行う。（対面形式）
- ・出席者は、3人以内（設計共同企業体の場合は、構成員合わせて3

人以内)とし、管理技術者と総合分野の主任担当技術者は、必ず出席すること。

- ・審査時間は、参加事業者ごとにプレゼンテーション10分以内、ヒアリング20分程度とする。

- ・プレゼンテーションは、企画提案書について行うものとし、追加資料の提出は認めない。ただし、説明の補助として、提出書類に記載された文章、図面等の範囲内であれば、パソコン（パワーポイント等）を使用して説明することができる。

この場合、説明用パソコン（説明データ含む）は、参加事業者が用意し、操作（機器等への接続を含む）も行うこと。なお、スクリーン及びプロジェクターは、担当課である幼児保育課が用意するものを使用すること。（プロジェクターには、HDMI端子用の接続ケーブルを付属）

(3) 最優秀者、優秀者選定方法

- ・最優秀者は、第1次審査と第2次審査の合計点が最も高い参加事業者とし、次に合計点が高い参加事業者を優秀者とする。

- ・同点により該当者が複数いる場合は、審査委員会で協議の上、選定する。

(4) その他

- ・第1次審査、第2次審査ともに非公開とする。

- ・審査結果の不服申し立ては、受け付けない。

(表-3-1)

「審査基準」(第1次審査(資格、実績審査))

審査 手順	評価項目		様式		評価基準	ウエイト
資格、 実績審 査	資格	技術者の資格	管理技術者の経歴等（様式3）		管理技術者の資格の内容を（表1）により評価する	1
			各分野の主任担当技術者の経歴等（様式4）	総合	各分野の主任担当技術者について資格の内容を（表1）により評価する。	1
				構造		1
				電気設備		1
				機械設備		1
	実績	市内事業所の常勤年数	管理技術者の経歴等（様式3）		管理技術者について市内事業所の常勤年数を評価する。	2
			各分野の主任担当技術者の経歴等（様式4）	総合	各分野の主任担当技術者について市内事業所の常勤年数を評価する。	1
				構造		1
				電気設備		1
				機械設備		1
		同種、類似業務実績	管理技術者の経歴等（様式3）		平成27年度以降の主な実績（同種・類似・その他）について、次の順に評価する。 ① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績 ③ その他業務の実績 上記に加え、実績の立場を次の順に評価する。 ① 管理技術者 ② 主任担当技術者 ③ 担当技術者	6
			各分野の主任担当技術者の経歴等（様式4）	総合		2
				構造		2
				電気設備		2
				機械設備		2
合計						25

(表-3-2)

「審査基準」(第2次審査(プレゼンテーション審査))

審査 手順	評価項目		様式	評価基準		ウェイト
プレゼンテーション 審査	技術提案	業務の実施方針及び手法	(任意様式)	業務の実 施方針	業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴のほか、特に重視する設計上の配慮事項（「（10）テーマに対する技術提案」に記載する内容を除く）について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	15
				業務の理 解度	業務内容、業務背景、地域特性に対する理解度、手続きへの理解度を総合的に評価する。	10
		テーマに対する技術提案	(任意様式)	①	テーマ①について、その的確性（与条件と整合性が取れているか等）、独創性（新しい発想や考え方を持った具体的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮し総合的に評価する。	10
				②	テーマ②について（同上）	10
	③			テーマ③について（同上）	10	
				④	テーマ④について（同上）	10
	意欲	取組意欲	—	ヒアリングにおいて、当業務を実施する上で積極的に取り組む姿勢や熱意を総合的に評価する。		10
合計						75

7 委託契約

- ・交渉権は最優秀者に第1位交渉権を、優秀者に第2位交渉権を与える。
- ・設計業務委託契約の契約締結交渉は、第1位交渉権を与えられた者と見積限度額の範囲内で行う。
- ・ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。
- ・第1位交渉権を与えられた者が契約締結を辞退した場合は、第2位交渉権を与えられた者と契約締結交渉を行う。なお、契約締結の辞退は、やむを得ない事情による場合にのみ認めることとする。
- ・契約保証金は、免除とする。
- ・契約手続は、上越市財務規則の定めによる。
- ・契約締結の前に仕様書の最終調整を行う場合がある。

8 委託契約交渉権の喪失

- ・参加条件を満たしていないことが明らかになった場合
- ・本業務のプロポーザルに関して提出済の書類に虚偽の記載があったことが明らかになった場合
- ・本業務の委託契約締結までに、上越市長から指名停止を受けた場合

9 担当課（問合せ先）

〒943-8601

上越市木田1丁目1番3号

上越市こども・子育て部 幼児保育課 施設配置適正化係

電話番号 025-520-5723

FAX番号 025-526-6116

E-Mail hoiku-shisetsuhaichi@city.joetsu.lg.jp

10 その他の留意事項

- ・本プロポーザルの実施に関する説明会は、開催しない。
- ・企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション審査に要する経費及び提出に関する費用は、参加事業者の負担とする。
- ・提出された参加表明書、企画提案書等は返却しない。
- ・企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加事業者に通知することなく複製を作成することがある。
- ・提出された書類等について情報公開請求があった場合は、上越市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

- ・失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- (ア) 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- (ウ) 期限後に企画提案書を提出した者
- (エ) 参加表明書提出後、契約日までに、上越市建設工事請負業者指名停止措置要領による指名停止を受けた者

- ・参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、参加申込辞退届（様式 8）を提出すること。

- ・この実施要領に定めのない事項は、別途判断する。

各情報の情報提供・公開一覧表

情報名	業者選定前	業者選定後	
		情報提供 (HP 掲載)	情報公開請求
プロポーザル実施要領	○	○	○
仕様書	○	○	○
提出書類等	×	×	選定業者
			△ (事業が開始又は 完結するまでの 間、時限非公開の 場合あり) (法人等の正当な 利益を害する恐れ のある情報は非公 開)
質疑回答表	△ (法人等の正当な利益を害する恐れのある情報は非公開)	△ (法人等の正当な利益を害する恐れのある情報は非公開)	非選定業者
			△ (法人等の正当な利益を害する恐れのある情報は非公開)
選定委員名簿	×	○	○
審査結果		△ (選定されなかった業者名は非公開)	△ (評定と結び付く委員の氏名は非公開) (法人等の正当な利益を害する恐れのある情報は非公開)
会議録	×	×	△ (評定と結び付く委員の氏名は非公開) (法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開)

○：公開等 △ 部分公開等

※ 情報公開請求があった場合における法人等の情報の△（部分公開等）の取扱いについては、上越市情報公開条例に基づき、第三者意見照会を行った上で、市において判断する。

※ 選定前後とは、契約締結の前後ではなく、審査結果に基づき契約の相手方として市が選定する前後をいう